

八幡浜地区施設事務組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年 3月31日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成17年 3月28日条例第 5号

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第9条第1項及び第2項並びに附則第5条第2項の規定に基づき、本組合職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用規定）

第2条 本組合職員の育児休業等については、八幡浜市職員の育児休業等に関する条例（平成17年八幡浜市条例第35号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。